

恵 監 第 34 号
令和7年9月2日

恵庭市長 原 田 裕 様

恵庭市監査委員 橋 場 誠 次

恵庭市監査委員 前 田 孝 雄

令和6年度決算の健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算の健全化判断比率を恵庭市監査基準に基づき審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

《健全化判断比率》

令和 6 年度決算の財政健全化審査意見書

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項による審査)

1. 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

令和 7 年 8 月 1 日から 8 月 29 日まで

3. 審査の実施場所

監査委員室

4. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

5. 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

(参考) 健全化判断比率の推移

区分	令和 6 年度	早期健全化基準	財政再生基準	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
①実質赤字比率	－％ (－9.12%)	12.67%	20.00%	－％ (－8.96%)	－％ (－7.39%)	－％ (－10.12%)	－％ (－4.89%)
②連結実質赤字比率	－％ (－29.22%)	17.67%	30.00%	－％ (－28.72%)	－％ (－26.27%)	－％ (－27.39%)	－％ (－20.95%)
③実質公債費比率 (3 ヶ年平均)	7.7%	25.0%	35.0%	7.1%	6.0%	5.2%	4.9%
④将来負担比率	－％ (－1.5%)	350.0%		－％ (－5.0%)	1.3%	12.3%	12.2%

※①、②の表上段の「－」の表示は、実質収支が黒字であることを示し、下段に数値を表記している。

6. 審査意見

一般会計等の実質赤字比率は「－9.12%」、連結実質赤字比率は「－29.22%」の黒字決算であり、実質公債費比率は前年度比 0.6 ポイント増の 7.7%、将来負担比率は前年度比 3.5 ポイント増の「－1.5%」となっている。

いずれも早期健全化基準以下であり、健全な財政運営の努力が認められる。

令和 6 年度決算の経営健全化審査意見書

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項による審査)

1. 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

令和 7 年 8 月 1 日から 8 月 29 日まで

3. 審査の実施場所

監査委員室

4. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5. 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

(1) 水道事業会計

(参考) 資金不足比率の推移

区分	令和 6 年度	経営健全化基準	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
資金不足比率	－％ (-72.49%)	20.00%	－％ (-65.53%)	－％ (-56.75%)	－％ (-49.75%)	－％ (-50.23%)

(2) 下水道事業会計

(参考) 資金不足比率の推移

区分	令和 6 年度	経営健全化基準	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
資金不足比率	－％ (-136.60%)	20.00%	－％ (-131.37%)	－％ (-124.03%)	－％ (-117.06%)	－％ (-106.93%)

※「－」の表示は、資金剰余額があることを示し、下段に数値を表記している。

6. 審査意見

水道事業会計並びに下水道事業会計、ともに資金の剰余額が生じており、水道事業会計の資金不足比率は「－72.49%」、下水道事業会計の資金不足比率は「－136.60%」となっている。

いずれも経営健全化基準以下であり、健全経営を行っているものと認められる。

《用語説明》

○一般会計等

一般会計及び一般会計等に属する特別会計を指し、一般会計等に属する特別会計とは、土地地区画整理事業特別会計、土地取得事業特別会計、産業廃棄物処理事業特別会計、墓園事業特別会計を言う。

○一般会計等以外の特別会計の内公営企業に係る特別会計以外の会計

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、駐車場事業特別会計を言う。

○公営企業に係る特別会計

法適用事業 ～水道事業会計、下水道事業会計

○実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

$(\text{一般会計等の実質赤字額} \div \text{標準財政規模}) \times 100$

○連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率。

$$\{[(\text{連結実質赤字額} = \text{一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額} + \text{公営企業の特別会計のうち資金の不足額を生じた会計の資金の不足の合計額}) - (\text{一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額} + \text{公営企業の特別会計のうち資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額})] \div \text{標準財政規模}\} \times 100$$

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

$$[(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} + \text{公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源充てたと認められる繰入金} + \text{一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源として当てられたと認められる補助金又は負担金}) - (\text{繰上償還額及び借換債を財源として償還した額} + \text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})] \div (\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \times 100$$

○将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

$$[(\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})) \div (\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})] \times 100$$

○資金不足比率

公営企業に係る特別会計の資金不足額の事業規模に対する比率。

$(\text{資金の不足額} \div \text{事業の規模}) \times 100$

※資金の不足額

法適用事業 ～（流動負債－流動資産）

※事業の規模

法適用事業 ～（営業収益－受託工事収益の額）